# 仕　様　書

件名：足踏み脱穀機外の購入

１．品目・規格・数量

別紙１「規格・仕様・数量一覧」のとおり

２．納品場所及び検査場所

別紙２「納入先一覧」のとおり

３．納入期限

令和８年１２月１８日（金）

納入の際は、納入場所ごとに納品書を提出すること。

５．検査

納入完了後に、検査職員による検査を、納品書を受理した日から 10 日以内に行う。

なお、検査の結果、本調達品に不具合を発見した場合は、受注者は速やかに対応するものとする。

６．環境への配慮

（１）主な環境関係法令の遵守

受注者は、本件の履行に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

ア　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

イ　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号）

ウ　労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

（２）環境配慮に関する特記事項

受注者は、本件の履行に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア　環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ　エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ　臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ　廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ　みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

７．その他

（１） 別紙の「同等品の可否」欄に「可」と表示された品目については、仕様書に示す参考商品以外で仕様を満たす商品を同等品として見積りし、納品することができる。この場合は、仕様を満たすことを証明するカタログ等を事前に提出し、承認を得ること。その承認のための手続きについては、見積依頼公告によるものとする。

（２） 納品に係る費用については、受注者が負担することとする。

（３） 納品は、新品未使用であること。

（４） 受注者は、納品完了後に検査職員の検査に合格した場合、発注者に契約代金を請求できるものとし、発注者は受注者が提出する適法な支払請求書を受理した日から３０日以内（以下「約定期間」という。）に請求額を受注者に支払うものとする。

ただし、受理した受注者の支払請求書が不適当のため受注者に返送した場合は、発注者が返送した日から受注者の適法な支払請求書を受理した日までの日数は、これを約定期間に算入しないものとする。

（５） この他、仕様の詳細については発注者と協議することとする。